公益社団法人
諫早大村法人会

法人会だより

第53号
平成29年1月1日発行

発行所／公益社団法人 諫早大村法人会　諫早市東本町5-17 ねむの木ビル２階　TEL 0957-22-8479
印刷所／諫早印刷株式会社

諫早灯りファンタジア

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し　　地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する　　経営者の団体である

2017年 年頭のご挨拶

公益社団法人 諫早大村法人会 会長　**石　坂　和　彦**

新年明けましておめでとうございます。皆様方におかれましては、輝かしい新年をお迎えになった事とお慶び申し上げます。

旧年中は、一方ならぬご理解とご支援を賜り誠にありがとうございました。

お陰様で当法人会も公益社団法人として新しく出発いたしまして、早４年を経過しようとしております。

昨年10月に開催されました、法人会全国大会長崎大会は、当会の役員、理事、女性部会、青年部会が一丸となって担っていただきました。心より感謝申し上げます。その折に会員増強最優秀賞の栄に輝きました。是もひとえに会員皆様が会員増強に力を傾注して頂きました賜物でございます。合わせて全国80万社会員の総意を集めて、平成29年度税制改正提言も行いました。

昨年９月、10月には、**“あと一歩前へ”**の年度方針の下、４回の経営革新塾を開催いたしました。延べ約140名の皆様に受講して頂き、中身の濃い即実践に役に立つセミナーとなりました。本年も来る３月９日㈭、**「いい会社を作りましょう」**の演題で新春講演会を開催させて頂きます。（別紙チラシをご参照ください。）必ずお役にたつセミナーでございます。是非ご参加くださいますようご案内申し上げます。

加えまして特にトピックスといたしましては、私達法人会会員としての誇りと、広く法人会の名前を浸透させるために、法人会会員章（ネームプレート）を作成いたしました。非常に好評でございます。どうぞフルにご活用下さい。

併せて女性部会と青年部会では、特にこれからの人材である子供たちを対象に、「絵はがきコンクール」「租税教室」を実施いたしております。この事業も関係方面より高い評価を頂いております。

法人会が今行っている事業の一端を述べさせていただきました。

終わりにこれらの事業のすべてに、永田税務署長をはじめ税務ご当局の並々ならぬご支援とご指導を賜っております。心より厚く御礼申し上げます。

法人会は文字通り法人、企業の集まりです。今後とも『**企業の存続・継続・発展**』のテーマの下、更に仲間（会員）を増やし、より一層充実した活動を行っていく所存でございます。何卒よろしくお願い申し上げまして年頭のごあいさつとさせていただきます。

諫早大村法人会主催
諫早間税会共催

新春講演会

『いい会社をつくりましょう』～業界シェア90％！　井上社長が語る～

講　師　伊那食品工業株式会社 代表取締役　井　上　　修 氏

日　時　平成29年３月９日(木)　18時30分～20時30分

場　所　長崎インターナショナルホテル（大村市水主町１丁目）

参加費無料

◎皆様のご来場をお待ちしております

新年のあいさつ

諫早税務署長　永田知光（ながた ともあき）

新年あけましておめでとうございます。

平成29年の年頭に当たり、公益社団法人諫早大村法人会の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

諫早大村法人会の皆様方には、平素から、石坂会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方の税務行政への、深いご理解と格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年10月20日には、法人会全国大会が長崎で開催され、諫早大村法人会の皆様も、大会の運営等でご尽力された上、諫早大村法人会の活動に対し、最優秀賞を受賞されたことにつきまして、あらためてお祝い申し上げます。

また、各部会の活動や決算法人説明会、新設法人説明会及び「マイナンバー制度導入に伴う税務関係実務要領について」の税務研修会、「あと一歩前へ」というテーマで計４回開催された経営革新塾、さらに租税教室、絵葉書コンクールなど、地域に密着した活動を通じ税務行政にご協力いただき、石坂会長を中心に役員及び会員の皆様がステータスを持たれ、精力的に取り組まれるお姿に、深く敬意を表している次第でございます。

熊本地方を中心とした地震の被害も収まらぬ中、全国大会運営や様々な活動に多大なご尽力をされた皆様に敬意を表しますとともに、被災された皆様の、一日も早いご回復と復興を心からお祈り申し上げます。

ところで、税務署では、これから平成28年分の所得税・贈与税等の確定申告が始まります。諫早税務署の確定申告会場は狭く、また、駐車場のスペースも広くはありませんので、皆様には大変ご不便をお掛けすることと思います。そのため、本年もe-Taxによる申告や国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告書の郵送による提出など、ＩＣＴを利用した申告納税の一層の推進に取り組んでまいりますので、会員の皆様方の職場等でご利用いただくようお勧め願うとともに、社会保障・税番号制度につきましても、本年から本格実施となりますので、何とぞご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、新しい年が素晴らしい年となるよう、諫早大村法人会並びに会員の皆様方の、ご健勝とご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

国税電子申告・納税システム（ｅ－Ｔａｘ）をご利用ください。

自宅からネットが便利　申告・納税

詳しくは　e-Tax ホームページへ　www.e-tax.nta.go.jp

e-Tax

第33回法人会全国大会　長崎大会

平成28年10月20日㈭　長崎ブリックホール　参加者約1,800名

第１部　記念講演　14：00～15：00

【演題】『地方が生き残るために　～ 長崎　その歴史　その魅力　その未来 ～』

【講師】　長崎総合科学大学 教授　ブライアン・バークガフニ氏

第２部　式　　典　15：20～16：30

第３部　懇 親 会　17：30～18：30　　会場：ホテルニュー長崎

法人会全国大会長崎大会は、迫田国税庁長官、中村県知事、田上長崎市長はじめ多数のご来賓をお迎えし開会されました。記念式典において、平成29年度税制改正に関する提言の趣旨説明が行われ、政府、各政党、地方自治体の首長、議会議長への提言を行うことが確認されました。

平成29年度税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業の重要性を認識し、活性化に資する税制措置の拡充を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

大会会場

各単位会の活動状況パネル

青年部会は空港で出迎え・案内

女性部会は来場者受付

懇親会のアトラクション

第30回法人会全国青年の集い　北海道大会

平成28年９月８日㈭～９日㈮　旭川市旭川大雪アリーナ　参加者約2,000名

平成28年９月８日㈭から10日㈯まで原田部会長、鹿取副部会長、中村理事の３名で第30回全国青年のつどい北海道大会に参加してきました。残暑厳しい長崎に比べ気温19℃のとても涼しい旭川は快適でした。

８日㈭は租税教育活動プレゼンテーションに参加し、全国11単位会が行っている独自性が高く効果的な租税教育活動の事例を収集することができました。諫早大村法人会青年部では、平成30年度の租税教育活動プレゼンテーションにエントリーすべく様々な企画を検討していますが、大きなヒントをいただくことができました。また部会長ウェルカムパーティーでは新潟、福岡、山形、愛知、静岡、滋賀、茨城など、全国各地の部会長と法人会青年部会の活動についてはもちろんのこと、会社経営についても様々な意見交換をしました。

９日㈮は部会長サミットに参加。個別のワークショップや意見交換を通じて、社会保障に注目した税の使い道について議論を深めることができました。午後は全員で大会式典に参加しました。諫早大村法人会青年部においては、会員増強の部において、対前年120％達成で優秀賞に選ばれました。今年度実施中の様々な活動に賛同してくださる企業が増加しており、その結果が今回の受賞につながっていると感じています。

青年部では今回の大会で得たことを活かし、今後も様々な事業を計画していきますのでご協力よろしくお願いします。

女性部会研修旅行

平成28年11月７日(月)　長崎市軍艦島（端島）

11月７日、雲一つない快晴の暖かな日に軍艦島への研修旅行を行いました。まず、軍艦島資料館において軍艦島の立体模型や当時の様子を物語る資料を確認し、軍艦島の説明ビデオを見て準備は万端です。海上移動は野母崎町にある「ホテルAlega軍艦島」そばの港から20人乗りの船で波の無い穏やかな海を約10分間の移動です。まず、軍艦島の外周を一周し、船の上から外観を見学しました。いよいよ軍艦島に接岸し上陸です。ドルフィン桟橋に直接船を横付けする関係から、波の高さ、風速、視程などの厳しい条件があり、上陸できないこともたびたびあるそうです。上陸すると、かつてこの軍艦島の炭鉱で働いていたというガイドの方の説明でスタートです。島内の見学路は約200メートルほどあります。第１見学広場では主力坑であった第２堅坑跡、第２見学広場では炭坑の中枢であったレンガ造りの総合事務所、第３見学広場においては1916年（大正５年）に建てられた日本最古の鉄筋コンクリート造の７階建て30号アパートを見学しました。最盛期には約5,000人の人口があり、東京の約９倍の人口密度があったそうです。しかし、石炭から石油へのエネルギー政策の転換により、1974年に閉山となりました。その後40年を経て2015年７月に世界文化遺産となって限られたエリアの中ではありますが、見学できるようになり、毎日多くの人が訪れています。長崎の歴史に思いを馳せた一日となりました。

法人会女性部会

いちごプロジェクト

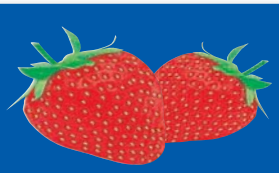

「いちごプロジェクト」とは？

「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標「15％」に由来しています。
いちごは「毎年実をつける多年草」であり「全国各地で広く栽培」されます。そのイメージを、毎年法人会の女性部会が全国的に継続して取り組む社会貢献活動に重ねました。

わが家の節電メニュー

〈通常、エアコンを使用される家庭の場合〉

ご家庭ごとに実施できるものをチェックしましょう。

期間 12月～3月 12/29-30を除く
平日 9時～21時（北海道・九州は8時～）

基本となる8の節電メニュー

		できたらチェック	削電効果
エアコン	❶ 重ね着などをして、室温20℃を心がけましょう。	□	7％ ※設定温度を2℃下げた場合
	❷ 窓には厚手のカーテンを掛けましょう。	□	1％
照　明	❸ 不要な照明をできるだけ消しましょう。	□	4％
テレビ	❹ ●画面の輝度を下げましょう。 ●必要な時以外は消しましょう。	□	2％ ※標準→省エネモードに設定し、使用時間を2/3に減らした場合
冷蔵庫	❺ ●冷蔵庫の設定を「弱」に変えましょう。 ●扉を開ける時間をできるだけ減らしましょう。 ●食品をつめこまないようにしましょう。	□	1％
ジャー炊飯器	❻ ●早朝にタイマー機能で1日分をまとめて炊きましょう。 ●保温機能は使用せずに、よく冷ましてから冷蔵庫に保存しましょう。	□	1％
温水洗浄便座（瞬間式）	❼ ●便座保温、温水の設定温度を下げましょう。 ●不使用時はふたを閉めましょう。	□	1％未満
待機電力	❽ ●リモコンではなく、本体の主電源を切りましょう。 ●使わない機器はプラグを抜いておきましょう。	□	1％

さらに効果を高める節電メニュー

		できたらチェック
ライフスタイル	夕方に電気製品の使用が重ならないよう家事の段取りを組みましょう。 家庭の電力需要が増える夕方以降に、一斉に負荷の高い電化製品を使用することがないよう、一日の家事の段取りをお願いします。	□
	温湿度計をつけて、室温の管理（20℃）を行いましょう。	□
暖房機器	電気の暖房機器（ガス・石油以外）を使う場合には、エアコンと電気ストーブ・ヒーターを上手に使い分けましょう。 （例）・家族が4人そろった広い部屋でみんなが暖まる場合には、電気ストーブよりエアコンが効率的。 ・広い部屋で1人足元を暖める場合にはエアコンより電気ストーブが効率的。	□
	電気カーペットは人のいる部分だけを温めるようにしましょう。 設定温度を「中」または「弱」にするよう心がけましょう。	□
	エアコンのフィルターを定期的（2週間に1回程度）に掃除しましょう。	□
	扇風機やサーキュレーターで部屋の上部の暖気を循環させましょう。	□
	こたつは、上掛けなどを活用し、暖気を逃さないようにしましょう。	□
電気ポット	お湯はコンロで沸かし、ポットの電源は切りましょう。	□
洗濯機	容量の80％程度を目安にまとめ洗いをしましょう。	□
パソコン	省電力設定を活用しましょう。	□
掃除機	夕方のピーク時はモップやホウキを使ってみましょう。	□

出典：経済産業省　節電.go.jp

平成28年度『中学生の「税についての作文」』の受賞者の紹介

福岡国税局管内納税貯蓄組合連合会長賞

税に知識を育まれた９年間

諫早市立諫早中学校　山口春佳さん

私は中学３年生です。そう、義務教育最後の学年です。最初で最後の中学３年生の夏休み、勉強をしながら思ったのは『自分が勉強できる環境にあること』でした。

「勉強したくない！」テスト前や授業が終わる度、以前の私は友達と口癖かの様にこの言葉を言っていました。中学校の学習内容は小学校の学習内容と違い、複雑で難しくなり、また部活動も忙しく、勉強するのが億劫になっていた時期がありました。そんな時、あるニュースが世界中を感動させました。マララ・ユスフザイさんが史上最年少でノーベル平和賞を受賞されたのです。また、マララさんはノーベル賞を受賞される１年以上前のスピーチでこの様な言葉を言いました。

“One child, one teacher, one book, and one pen can change the world”

この言葉は有名ですよね。日本語で訳すと『１人の子供、１人の教師、１冊の本、そして１本のペン、それで世界を変えられます。』、そして後に続けてこうも言っています。

“Education is the only solution. Education First”

『教育こそがただ１つの解決策です。教育を第一に。』また、それより少し前に中国の農民工の子供達の話も聞いたことがありました。親元を離れて勉強するも、学校が壊されてしまうということがあるそうです。そう、世界には勉強したくてもできない子供が沢山います。しかし、日本はどうでしょう。中学校までは教育を受けなければなりません。これはとても光栄な事なのです。未来の日本を築いていく基盤となる事なのです。それなのに『勉強したくない』という言葉を吐くのは、勉強ができる環境を整えてくれている大人の人達、そして世界中の『勉強をしたい！』と純粋な目を持っている、でも勉強が出来ない子供達に対する冒瀆なのではないかと考える様になりました。そこから『勉強できる環境』を築いてくれている『税』のありがたみに気付く様になりました。

学校に机・椅子がある事、黒板がある事、そして何より学校で勉強ができる事、これらは全て『税』の存在で成り立っています。私達は小学生のときは１人当たり約86万３千円、中学生では約99万３千円を年間で負担して貰い、義務教育の９年間で１人あたり815万７千円もの大金を負担して貰っていたのです。一人一人がそれだけ期待されている光なのではないでしょうか。

最後になりましたが、税金にお礼を言いたいと思います。

「９年間勉強をさせてくれてありがとう。」

諫早税務署からのお知らせ

申告書（所得税・消費税・贈与税）には、マイナンバーの記載が必要です！

平成28年分以降の申告には、申告者ご本人や扶養親族の方などの

マイナンバーの記載

＋ プラス

申告者ご本人の

本人確認書類(注)の提示又は写しの添付

が必要です。

(注) 例１：マイナンバーカード　例２：「通知カード」+「運転免許証や公的医療保険の被保険者証など」

自宅でできます！確定申告

国税庁ホームページ**「確定申告書等作成コーナー」**で作成した確定申告書は、**インターネットで送信（e-Tax）**又は**印刷して郵送**してください。

e-Tax又は
郵送で提出

ご自宅等で作成コーナーを利用すると、こんなに便利！

税務署に出向く必要なし！
e-Tax 又は 印刷して郵送等により提出することができます。

いつでも利用可能！
確定申告期間中は、休日を含め24時間利用できます。

自動計算機能！
収入金額や控除金額などを入力することで、税額を自動で計算することができます。

プリントサービスにも対応！
コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用して、申告書を印刷することができます。

お問合せ先のご案内

～ご不明な点等は、お電話で問い合わせることができます～

自宅で申告書を作成中に、ちょっと分からないことがあるんだけど、どこに聞けばいいかな？

申告に関するご質問や必要な書類の確認などは、
お電話で問い合わせることができます。

諫早税務署　（0957）22－1370

ご用件に応じて番号を選択してください。

確定申告に関するお問合せ	「0」番をプッシュ　【平成29年1月13日～3月15日まで開設】 所得税、消費税及び贈与税の確定申告に関するお問合せ 【確定申告テレホンセンターの担当者におつなぎします。】
国税に関する一般的なお問合せ	「1」番をプッシュ 【電話相談センターの担当者におつなぎします。】

確定申告会場は、２月16日（木）から開設します

所得税・贈与税の申告と納付
平成２９年３月１５日（水）まで

個人事業者消費税の申告と納付
平成２９年３月３１日（金）まで

【確定申告会場】

会場　**諫早税務署**
〒854-8666
諫早市永昌東町25番45号

期間　**平成29年2月16日（木）から**
平成29年3月15日（水）まで
※　土・日曜日は休みとなります。

受付　**午前9時から午後4時まで**

※　確定申告期間中は、税務署周辺の道路が大変混雑しますので、申告会場にお越しの際は、「公共交通機関」をご利用ください。

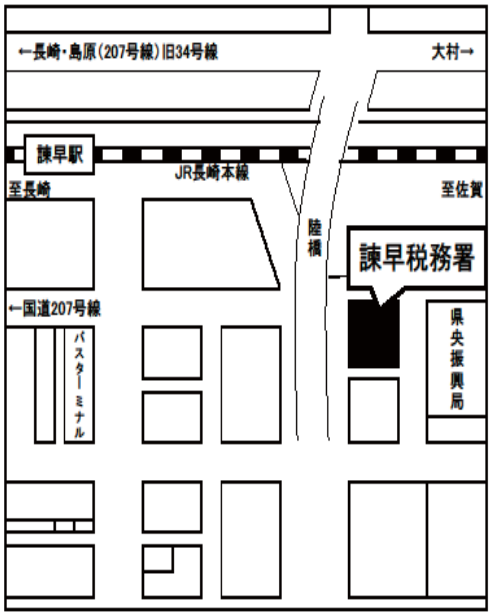

平成２８年分 確定申告期における税務署の閉庁日対応

◆ 閉庁日に対応する日

平成２９年２月１９日（日）及び２月２６日（日）

※ 受付時間：両日とも午前９時から午後４時まで

◆ 申告会場

NBC 別館（長崎市上町１－３５）

※ 長崎税務署の庁舎では、申告相談を行いません。

※ NBC 別館は長崎税務署の職員が対応いたします。

◆ 対応業務

- 確定申告書用紙の配付
- 申告相談
- 確定申告書の収受
- 納付相談

消費税期限内納付 推進運動実施中！

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です(※1)。

消費税には申告・納付期限(※2)があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回（確定申告１回、中間申告11回）
400万円超 4,800万円以下	年４回（確定申告１回、中間申告３回）
48万円超 400万円以下	年２回（確定申告１回、中間申告１回）
48万円以下	年１回（確定申告１回、中間申告不要）(※4)

法人会

※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
※2 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
※4 直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税を含まない年税額）が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。